

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月19日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社エディオン 広島市中区紙屋町2丁目1番18号
大規模小売店舗の名称及び所在地	エディオン高松春日店 高松市春日町字川尻1028番1号ほか
変更した事項	<p>(1)大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名 (変更前)株式会社 デオデオ 代表取締役 友則和寿 (変更後)株式会社 エディオンWEST 代表取締役 久保允誉</p> <p>(2-1)大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名 (変更前)株式会社 デオデオ 代表取締役 友則和寿 (変更後)株式会社 エディオンWEST 代表取締役 久保允誉</p> <p>(2-2)大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 (変更前)株式会社 エディオンWEST (変更後)株式会社 エディオン</p> <p>(2-3)大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名 (変更前) 株式会社 エディオン 代表取締役 久保允誉 広島市中区紙屋町2丁目1番18号 (変更後) 株式会社 エディオン 代表取締役 久保允誉 広島市中区紙屋町2丁目1番18号 株式会社 西松屋チェーン 代表取締役社長 大村禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1</p> <p>(3)大規模小売店舗の名称 (変更前)デオデオ高松春日店 (変更後)エディオン高松春日店</p>
変更年月日	<p>(1)平成21年10月1日 (2-1)平成21年10月1日 (2-2)平成22年10月1日 (2-3)平成28年12月17日 (3)平成24年10月1日</p>
変更理由	<p>(1)大規模小売店舗を設置する者の名称等の変更のため (2-1)大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等の変更のため (2-2)大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更のため</p>

ため (2-3)大規模小売店舗において小売業を行う者の追加のため (3)大規模小売店舗の名称の変更のため
--

2. 届出年月日

平成30年5月21日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年6月19日から平成30年10月19日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年10月19日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ